

# コンタクトレンズ検査料について

項目	点数
初診料	291点
外来診療料	76点
コンタクトレンズ検査料I	200点

- コンタクトレンズの装用を目的に受診された方は初診料又は外来診療料の他にコンタクトレンズ検査料Iが算定されます。
- コンタクトレンズ検査料Iにはコンタクトレンズの装用を目的にした眼科検査の検査料が含まれます。
- 過去に当院でコンタクトレンズ検査料を算定されている方は外来診療料が適用されます。
- 以下の場合にはコンタクトレンズ検査料を算定せず眼科検査の検査料をいただきます。
  - ・ 新たな疾患の発生によりコンタクトレンズの装用を中止しコンタクトレンズの処方を行わない場合
  - ・ 円錐角膜、角膜変形若しくは高度不正乱視の治療を目的としてハードコンタクトレンズの処方を行った場合
  - ・ 9歳未満の小児の方に弱視、斜視、若しくは不同視の治療を目的としてコンタクトレンズの処方を行った場合
  - ・ 緑内障又は高眼圧症の方
  - ・ 網膜硝子体疾患若しくは視神経疾患の方
  - ・ 度数のない治療用コンタクトレンズを装用する方
  - ・ 眼内の手術前後の方
  - ・ スティーヴンス・ジョンソン症候群又は中毒性表皮壊死症の眼後遺症に対する治療用コンタクトレンズを装用する方
- 当院のコンタクトレンズの診療を担当する医師及び眼科診療経験は以下の通りです。
  - 川上 摂子（眼科専門医、経験年数29年）
  - 森 秀樹（眼科専門医、経験年数34年）
- ご不明な点は、主治医又は眼科外来受付までお尋ねください。